

平成28年度

第2回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

市 川 市 農 業 委 員 会

市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年5月20日(金) 午後1時30分から午後3時00分

2. 開催場所 第1委員会室

3. 出席委員 19人

| | | |
|----|-----|--------|
| 会長 | 20番 | 三橋弘 |
| 委員 | 1番 | 大滝與鷹 |
| | 3番 | 石橋弘嗣 |
| | 4番 | 石井利和 |
| | 5番 | 栗山久司 |
| | 6番 | 細川佐一 |
| | 7番 | 梶尾彌一 |
| | 8番 | 武藤晃 |
| | 9番 | 富田尚武 |
| | 10番 | 宇田川純一 |
| | 11番 | 竹内清海 |
| | 12番 | 矢口俊治 |
| | 14番 | 加藤武央 |
| | 13番 | 岡本好夫 |
| | 15番 | 小川治夫 |
| | 16番 | 三橋二三男 |
| | 17番 | 佐藤ゆきのり |
| | 18番 | 那須嘉郎 |
| | 19番 | 石井克己 |

4. 欠席委員 1名

2番 原木一正

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 付託調査班（委員）の指名

第4 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

議案第4号 生産緑地地区の指定に係る農地等の認定について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告第1号 農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について

報告第2号 地目変更登記に係る回答について

報告第3号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

6. 農業委員会事務局職員

局 長 花澤進一

次 長 市川達也

主 幹 鈴木忠弘

副主幹 田中恒平

副主幹 田中 敦

7. 会議の概要

| 発 言 者 | 内 容 |
|-------|---|
| 議 長 | <p>それでは、これより平成28年度第2回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、2番、原木委員から欠席の連絡を受けております。</p> <p>委員20名中、19名出席しております。</p> <p>出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第21条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員の指名でございますが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> |
| 各 委 員 | <p>異議なし</p> |
| 議 長 | <p>それでは、9番の富田委員、10番の宇田川委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木主幹と田中副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月6月分の調査班の指名をいたします。</p> <p>なお、農地調査班及び農政調査班の各調査日でございますが、今回、千葉県主催の職員研修並びに事業説明会の開催と重なり、事務局職員が出席をすることとなったため、調査日を入れ替えさせていただきましたので、ご了解のほどお願いいたします。</p> <p>農地関係は、第5班です。</p> <p>13番・岡本委員、14番・加藤委員、15番・小川委員です。</p> <p>調査日は、6月14日に変更させていただきましたので、よろしく願いいたします。</p> <p>農政関係は、第2班です。</p> <p>4番・石井利和委員、5番・栗山委員、6番・細川委員です。</p> <p>調査日は、6月15日に変更させていただきましたので、よろしく願いいたします。</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>事務局</p> | <p>それでは、本日の議事でございますが、議案第1号から議案第5号までと、報告第1号から報告第3号まででございます。</p> <p>慎重なご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1件でございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」今回の申請は、1件でございます。</p> <p>議案の1ページ、2ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、平成28年5月10日でございます。</p> <p>申請地は、原木の田で、面積は179平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。</p> <p>転用目的は、貸車両置場にするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> |
| <p>議長</p> | <p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> |
| <p>12番</p> | <p>現地調査は、平成28年5月13日に農地調査班第4班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、二俣小学校の北西側、概ね500メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、市街地化の傾向が著しく高速道路の出入り口に近接した区域であることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、南側隣接地との境界には既存のブロック塀および生垣が設置されており、現状のまま利用します。</p> <p>また、申請地北側の道路との境界には、既存のコンクリート土留、西側の道路との境界には防風ネットが設置され、被害を防除するとのことでございます。</p> <p>なお、敷地内は、埋立は行わず、整地して転圧後に砕石敷とし、雨水については、自然浸透にするものです。</p> <p>申請地には、4トントラック5台の駐車を予定しております。</p> |

| | |
|-------|--|
| 議 長 | <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p> <p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いいたします。</p> |
| 事 務 局 | <p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>本件申請地は、市街地化の傾向が著しく、道路及び住宅に囲まれ、水利もないことから、耕作することが困難となっていたため、有効利用を考えておりました。</p> <p>今回、江戸川区に本社を置き貨物自動車運送業を営む法人から、事業の拡大に伴い、車両置場として貸して欲しいとの要望を受け、申請に至ったとのこと。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を申請人の自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有次第着工し、完了は、許可後10日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われれます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> |
| 各 委 員 | なし |

| | |
|-------|---|
| 議 長 | <p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p> |
| 各 委 員 | <p>異議なし</p> |
| 議 長 | <p>「異議なし」ということですので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、本件議案の6番と、次にご審議いただく議案第3号は関連しております。</p> <p>議案第3号では、当初の許可に対して事業計画変更承認申請が提出され、あらためて、当該地において議案第2号6番の許可申請が提出されたものでございます。</p> <p>このことから、先に議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」、ご審議いただきたいと思います。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」でございます。</p> <p>議案の10ページ、11ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、平成28年5月9日でございます。</p> <p>申請地は、堀之内の畑で、面積は1,556平方メートルの内1,000平方メートルです。</p> <p>本件は、平成24年11月15日付けで、東京外かく環状道路の建設工事のため、仮設事務所及び駐車場用地として、農地法第5条の規定による一時転用を伴う賃借権の設定の許可を受け、事業を行っていたものでございます。</p> <p>しかし、工期の遅れから、当初の工事期間を変更するため、平成28年3月30日付けで、事業計画変更の承認を受け、平成28年9月30日まで一時転用期間の延長がなされたものでございます。</p> |

| | |
|-------------------------|--|
| <p>議 長</p> <p>1 2 番</p> | <p>今回、工期が予定していた計画より早期に完了することから、あらためて事業計画変更承認申請が提出されたものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第4班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> <p>現地調査は、平成28年5月13日に、同じく農地調査班第4班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、市川考古博物館の南東側、概ね500メートルに位置し、現況は、仮設事務所及び駐車場となっております。</p> <p>東京外かく環状道路の堀之内地区の工事にあたり、申請地を工期完了までの間、一時転用の許可を受けたものでございます。</p> <p>今回、外かん道路堀之内地区の工期が、予定していた計画より早期に完了することから、工事期間を平成28年6月30日に変更するものでございます。</p> <p>申請地は、当初の転用目的どおり、工事に伴う仮設事務所及び工事車両等を收容するための事業用地として適切に利用されており、調査班としては、承認相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| <p>事 務 局</p> | <p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>事業者は、東京外かく環状道路の施工を請負う法人で、堀之内地区の工事にあたり、申請地を仮設事務所及び駐車場として賃借したいと考え、一時転用の許可を受けたものでございます。</p> <p>申請地は、調査班のご報告どおり、適正に利用されており、特に問題はございません。</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>なお、工事完了後、建物等の施設につきましては、議案第2号の6番でご審議いただきますが、同じく東京外かく環状道路の舗装工事をを行う施工業者が継続して使用することから、農地に復元することなく、現状のまま、次の事業者引き継ぐものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> |
| 各 委 員 | なし |
| 議 長 | <p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」、承認相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p> |
| 各 委 員 | 異議なし |
| 議 長 | <p>「異議なし」ということでございますので、承認相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、6件でございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」今回の申請は、6件でございます。</p> <p>議案の3ページから9ページをお願いいたします。</p> <p>1番の申請受付日は、平成28年5月6日でございます。</p> <p>申請地は、柏井町の畑で、面積は482平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。</p> <p>申請理由につきましては、資材置場及び車両置場として所有権の移転を受ける</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>議 長</p> | <p>ものでございます。</p> <p>2番の申請受付日は、平成28年5月9日でございます。</p> <p>申請地は、中国分の畑で、面積は63平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。</p> <p>申請理由につきましては、駐車場として所有権の移転を受けるものでございます。</p> <p>3番と4番は、関連しておりますので一括してご説明いたします。</p> <p>申請受付日は、いずれも平成28年5月10日でございます。</p> <p>3番の申請地は、中国分の畑で、面積は82平方メートル、外1筆、合計面積は84.92平方メートルです。</p> <p>4番の申請地は、同じく中国分の畑で、面積は149平方メートルです。</p> <p>3番及び4番の合計面積は、233.92平方メートルで、区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、専用住宅用地として所有権の移転を受けるものです。</p> <p>5番の申請受付日は、平成28年5月10日でございます。</p> <p>申請地は、東国分の田で、面積は515平方メートルの内330平方メートル、外1筆、合計面積は855平方メートルでございます。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。</p> <p>申請理由につきましては、太陽光発電施設用地として使用貸借権を設定するものでございます。</p> <p>6番の申請受付日は、平成28年5月10日でございます。</p> <p>申請地は、堀之内の畑で、面積は1,556平方メートルの内、1,000平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。</p> <p>申請理由につきましては、仮設事務所及び駐車場として一時転用を伴う貸借権の設定を受けるものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第4班が実施しております。</p> |
|------------|---|

| | |
|--------------|---|
| <p>1 2 番</p> | <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> <p>現地調査は、平成28年5月13日に、同じく農地調査班第4班の委員で行いました。</p> <p>1番の申請地は、柏井小学校の北西側、概ね500メートルに位置し、現況は、概ね梅畑になっておりました。</p> <p>農地区分については、周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、隣接農地との境界には、高さ30センチメートル程度のコンクリート板による土留を設置し、土砂等の流出を防除するとのことです。</p> <p>敷地内は、一部砂利敷にして転圧、雨水については、自然浸透とするものです。譲渡人は、要望により売却するものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>2番の申請地は、西部公民館の北東側、概ね200メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、隣接農地との境界には、ブロックを設置して、土砂等の流出を防除するとのことです。</p> <p>敷地内は、碎石敷にして転圧、雨水については、既設側溝に放流するものです。譲渡人は、要望により売却するものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>3番と4番は、関連しておりますので一括してご説明いたします。</p> <p>申請地は、西部公民館の北東側、概ね200メートルに位置し、現況は休耕地でした。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、隣接農地との境界には、既存及び新</p> |
|--------------|---|

| | |
|------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>設のブロックを設置して、土砂等の流出を防除するとのことです。</p> <p>また、雨水については、宅地内で一時貯留し、流量を調整して、U字溝へ接続、汚水及び雑排水については、合併浄化槽を設置し、処理後に道路側溝へ接続するものです。</p> <p>譲渡人は、要望により売却するものでございます。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>5番の申請地は、県立市川昂高校の北西側、概ね300メートルに位置し、現況は露地畑でした。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、隣接農地との境界には、既存ブロック及びメッシュフェンスを設置し、土砂等の流出を防除するとのことです。</p> <p>雨水については、自然浸透とするものです。</p> <p>譲渡人は、要望により使用貸借するものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>6番の申請地は、市川考古博物館の南東側、概ね500メートルに位置し、現況は、仮設事務所及び駐車場となっております。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、既設の土留板にて土砂等の流出を防除するとのことです。</p> <p>また、雨水については、前面の道路側溝に放流、汚水及び雑排水については、合併浄化槽に接続し、処理後に道路側溝へ接続するものです。</p> <p>譲渡人は、要望により賃貸するものでございます。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p> <p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> |
|------------|--|

| | |
|------------|--|
| <p>事務局</p> | <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>1番の譲受人は、柏井町に本店を置き、造園及び土木工事を主な業務とする法人です。</p> <p>申請地北側の隣接地には、譲受人の事務所及び前社長の自宅があり、現在は、その敷地を車両置場及び資材置場として利用しておりました。</p> <p>今回、社長が交代したことから、車両置場及び資材置場を移設して欲しいとの要望があり、代替地を探していたところ、現在の敷地に隣接し、面積も適当である当該地を譲っていただけることになり、申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除も施されていることから、とくに問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は、着工後1ヶ月となっております。</p> <p>なお、申請地には梅の木をはじめ、約30本程度の樹木が植林されておりますが、平成28年秋頃に八幡神社に寄付するため、伐採、抜根を行わない旨の上申書が提出されております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>次に、2番の譲受人は、申請地の隣接地に居住している会社員の方です。</p> <p>かねてより趣味のアウトドア用に2台目の車を購入したいと考えていたところ、隣接地という立地と価格的にも条件に合った申請地を譲っていただけることになり、保管場所として駐車場に利用したいと考え申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> |
|------------|--|

| | |
|--|--|
| | <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除も施されていることから、とくに問題はありません。</p> <p>工事の予定につきましては、平成28年6月30日に着工し、完了は、平成28年8月31日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われれます。</p> <p>次に、3番及び4番は関連しますので一括してご説明いたします。</p> <p>譲受人は、市川市内に居住する会社員です。</p> <p>現在市内のアパートに妻子と共に暮らしておりますが、子供の成長とともに手狭となってきたことから、専用住宅を建築したいと考えていたところ、当該地は既存住宅も多く、宅地化が進んでおり、また、自然環境及び教育施設にも恵まれていることから、今回の申請に至ったとのことでした。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、借入により金融機関で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告のとおり被害防除も施されていることから、特に問題はありません。</p> <p>工事の予定につきましては、平成28年6月30日に着工し、完了は、平成28年12月25日となっております。</p> <p>なお、本件の申請に際し、市の関係機関との協議が調い、開発行為許可申請書が受理されております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われれます。</p> <p>次に、5番の譲受人は、市内において農業を営む兼業農家の方で、譲渡人であ</p> |
|--|--|

る父が、高齢で農業を継続することが困難であることから、経営農地を縮小し、太陽光発電施設により収入を確保したいと考え、今回の申請に至ったものです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、一部自己資金のほか、残額を譲渡人である父からの借入れで賄うことが、申請書類により確認されております。

一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除も施されていることから、とくに問題はありません。

工事の予定につきましては、平成28年7月1日に着工し、完了は、平成28年8月30日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われれます。

次に、6番の譲受人は、北海道に本店、都内に関東営業所を置き、建設工事の請負等を主な業務とする法人です。

本件は、先に議案第3号でご審議いただきましたが、現在、外かく環状道路の工事を請負っている鹿島建設の工期が、本年6月30日で完了することに伴い、当該施設を継続して使用するため、仮設事務所及び駐車場として一時転用を伴う賃借権の設定の許可を受けるため、申請がなされたものでございます。

資力及び信用についてでございますが、すでに前事業者により建物が設置されているため、工事費等はかかりません。

一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除も施されていることから、とくに問題はありません。

一時転用期間につきましては、平成28年7月1日に着工し、完了は、平成30年4月30日までとなっております。

| | |
|-------|---|
| | <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> |
| 各 委 員 | なし |
| 議 長 | <p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」1番について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p> |
| 各 委 員 | 異議なし |
| 議 長 | <p>「異議なし」ということでございますので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>2番について、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p> |
| 各 委 員 | 異議なし |
| 議 長 | <p>「異議なし」ということでございますので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>3番と4番については、関連しておりますので、一括してお諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p> |
| 各 委 員 | 異議なし |
| 議 長 | <p>「異議なし」ということでございますので、許可相当という意見を付して、県</p> |

| | |
|-------|--|
| 各 委 員 | <p>知事に送付することに決定いたします。</p> <p>5番について、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし</p> |
| 議 長 | <p>「異議なし」ということですので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>6番について、お諮りいたします。</p> |
| 議 長 | <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p> |
| 各 委 員 | <p>異議なし</p> |
| 議 長 | <p>「異議なし」ということですので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号「生産緑地地区の指定に係る農地等の認定について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>議案第4号「生産緑地地区の指定に係る農地等の認定について」議案の12ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、市川市長より指定対象となる「農地等」の認定について、生産緑地法施行規則第1条に基づき農業委員会の意見を求めているものでございます。</p> <p>説明は以上でございます</p> |
| 議 長 | <p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> |
| 1 番 | <p>議案第4号「生産緑地地区の指定に係る農地等の認定について」調査報告をい</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>たします。</p> <p>現地調査は5月16日に農政調査班第1班で実施しました。</p> <p>今回の生産緑地地区の追加指定は、1件2筆です。</p> <p>申請地は、下貝塚にある農地で、地目は宅地、現況は樹園地及び一部露地畑となっています。</p> <p>面積は、合計で638平方メートルとなっています。</p> <p>主に果樹栽培を行っている農家の方で、今回の申出のあった農地は、既に生産緑地の指定を受けている農地に隣接し、適切に肥培管理されておりました。</p> <p>班といたしましては、今後も生産緑地として適切に肥培管理されていく事が見込まれるため、申出のありました農地を「生産緑地地区の指定に係る農地」として認定相当と考えてよろしいと思います。</p> <p>以上、よろしくご審議の程お願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> |
| 各 委 員 | なし |
| 議 長 | <p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「生産緑地地区の指定に係る農地等の認定」について、調査班の報告のとおり、農地として認定し、その旨を市川市長に回答することに、ご異議ございませんか。</p> |
| 各 委 員 | 異議なし |
| 議 長 | <p>「異議なし」ということですので、農地として認定し、その旨を市川市長に回答することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>事務局</p> | <p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」議案の13ページをお願いいたします。</p> <p>相続人から租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、平成28年5月6日に「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が提出されました。</p> <p>対象となる特例農地は、北国分の農地2筆、合計面積は、984平方メートルのうち964平方メートル、地目及び現況は「畑」となっております。</p> <p>なお、特例農地の相続開始は、平成28年2月8日でございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| <p>議長</p> | <p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第1班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いいたします。</p> |
| <p>1番</p> | <p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は平成28年5月16日に同じく農政調査班第1班で行いました。</p> <p>申請のあった農地は、相続人の母と願出人である相続人の長男で農業に従事していました。</p> <p>現地調査での聞き取りの結果、願出人が農地を相続し、妻と共に、引き続き農業を続けていく意思があることを確認いたしました。</p> <p>班といたしましては、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議の程、お願いいたします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> |
| <p>各委員</p> | <p>なし</p> |

| | |
|-------|---|
| 議 長 | 「なし」という声がありました。 それでは、お諮りいたします。 議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することに、ご異議ございませんか。 |
| 4 番 | 相続税の納税猶予を受ける場合、農家要件、営農状況等の要件はどのようになっているのでしょうか。 |
| 事 務 局 | 市街化区域内については、生産緑地の指定を受けている農地に限りませんが、相続後、その農地で農業を行っていく意思が確認できれば、相続税の納税猶予の適用受けることができます。 |
| 議 長 | よろしいでしょうか。 |
| 4 番 | わかりました。 |
| 議 長 | 他にございませんか。 |
| 各 委 員 | なし |
| 議 長 | 「異議なし」ということですので、証明することに決定いたします。 以上で、議案の審議は終了いたしました。 次に、報告案件が3件ございます。 報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長専決分が31件ございます。 事務局より、報告いたします。 |
| 事 務 局 | 報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」ご説明いたします。 14ページをご覧ください。 農地法第4条届出及び農地法第5条届出について、事務局長において専決しま |

| | |
|--------------|---|
| <p>議 長</p> | <p>したのでご報告いたします。</p> <p>今回の報告は、平成28年4月1日から同年4月30日までに届出があったものでございます。</p> <p>農地法第4条の届出は11件、18筆、5,030.57平方メートルでございます。</p> <p>また、第5条の届出につきましては、20件、30筆、8,037.11平方メートルでございます。</p> <p>第4条と第5条を合せると、31件、48筆、転用面積は、13,067.68平方メートルとなります。</p> <p>内訳につきましては、15ページから21ページとなっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告第2号「地目変更登記に係る回答について」、2件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p> |
| <p>事 務 局</p> | <p>報告第2号「地目変更登記に係る回答について」ご報告いたします。</p> <p>本件は、千葉地方法務局から現況について照会があったもので、2件でございます。</p> <p>まず、1件目でございます。</p> <p>22ページをご覧ください。</p> <p>本件は、平成28年4月1日付けで、照会があったものでございます。</p> <p>土地の所在は、福栄の1筆、面積は214平方メートルで、市街化区域に位置しております。</p> <p>登記簿の地目「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、昭和54年9月6日付け、農地法第5条に基づき「住宅用地」として転用届出がなされております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、平成28年4月14日に農地調査班第3班の委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでござい</p> |

| | |
|--------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>す。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況は、宅地で住宅建築中と回答したものでございます。</p> <p>次に、2件目でございます。</p> <p>23ページをご覧ください。</p> <p>本件は、平成28年4月25日付けで、照会があったものでございます。</p> <p>土地の所在は、二子飛地の1筆で、面積は107平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。</p> <p>登記簿の地目「田」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、転用許可申請は提出されておられません。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、平成28年5月9日に農地調査班第4班の委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況は「転用目的どおり」と回答したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、1件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p> |
| <p>事 務 局</p> | <p>報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」ご報告いたします。</p> <p>24ページをご覧ください。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている方が、相続税の納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されたものでござい</p> |

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>ます。</p> <p>今回の報告といたしましては、平成28年4月7日に申請のあった1件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため、証明書を発行したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、会議日程に基づく審議はすべて終了しました。</p> <p>これで、平成28年度第2回市川市農業委員会定例総会を閉会といたします。</p> <p>ご協力、ありがとうございました。</p> |
|-----|---|